

資料 80-3

電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく 電気通信事業者の指定について

(諮問第3094号)

<目 次>

1 答申書（案）	1
2 内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定について	2
3 新旧対照表	7
・ 平成27年総務省告示第278号（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件）の一部を改正する告示案	

平成29年9月1日

総務大臣
野田聖子殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷一照

答申書(案)

平成29年6月23日付け諮問第3094号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

本件、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者の指定については、諮問のとおり指定を行うことが適當と認められる。

内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定について

I 背 景

総務大臣は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 41 条第 3 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 27 条の 2 の 2 第 1 項に基づき、平成 27 年 8 月 7 日に、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（有料かつ利用者数 100 万以上の電気通信役務）を提供するニフティ株式会社（本年 3 月 31 日までの旧名称。本年 4 月 1 日からの新名称は富士通クラウドテクノロジーズ株式会社。以下「（旧）ニフティ株式会社」という。）を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として告示（平成 27 年総務省告示第 278 号（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件））により指定した。

（旧）ニフティ株式会社は、本年 4 月 1 日に、法人向けクラウド事業を中心とする（旧）ニフティ株式会社及び個人向け ISP 事業を中心とするニフティ株式会社（本年 4 月 1 日からの新名称。本年 3 月 31 日までの旧名称はニフティ分割準備株式会社。以下「（新）ニフティ株式会社」という。）に再編された。

当該再編により、（旧）ニフティ株式会社は、本年 4 月 1 日以降、平成 28 年度末時点で有料かつ利用者 100 万以上であった電気通信役務を提供しないこととなったため、電気通信事業法施行規則第 27 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、本年 5 月 9 日、総務大臣は（旧）ニフティ株式会社の指定を解除した。

（新）ニフティ株式会社は、本年 4 月 1 日に、（旧）ニフティ株式会社から平成 28 年度末時点で有料かつ利用者 100 万以上であった電気通信役務を承継したため、電気通信事業法第 41 条第 3 項に基づく総務大臣による指定対象の電気通信事業者となった。

本件は、このことを受けて、総務大臣による（新）ニフティ株式会社の指定を行うものである。

II 諒問の概要

電気通信事業法第 41 条第 3 項の規定に基づき、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として、総務大臣による（新）ニフティ株式会社の指定を行う。

なお、電気通信事業法施行規則第 27 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、当該指定は所要の告示（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件）を改正することにより行う。

III 意見募集の結果の概要

指定告示の一部改正案について、平成 29 年 6 月 24 日（土）から同年 7 月 24 日（月）までの間、意見募集を実施したところ、意見の提出はなかった。

IV 施行期日

指定することが適當と認められた後、速やかに告示改正の手続を行い、公布の日から施行する。

参考資料

内容、利用者の範囲等からみて
利用者の利益に及ぼす影響が
大きい電気通信役務を提供する
電気通信事業者の指定について

電気通信事業法による利用者への影響が大きい回線非設置事業者に係る規律の概要

1

- 電気通信事業法（以下「法」という。）では、従前より、回線設置事業者に対して、その電気通信事業の用に供する電気通信設備の技術基準への適合維持義務を課している。
- 総務省では、回線非設置事業者における重大事故の増加等を踏まえ、技術基準等の事故防止の規律を整備するため、法、関係省令等を改正し、平成27年4月1日に施行した。
- 同改正により、総務大臣が、内容、利用者の範囲等を規定する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として告示により指定できることとし（法第41条第3項）、指定を受けた回線非設置事業者に対して、回線設置事業者と同様の技術基準適合維持義務を課すこととした（同条第4項）。

回線設置事業者	<input checked="" type="radio"/>					
指定を受けた回線非設置事業者	<input checked="" type="radio"/>					
指定を受けない回線非設置事業者	—	—	—	—	—	—
平成27年4月1日施行の改正電気通信事業法で新たに義務付け						

自己確認
(設備の技術基準適合への適合を自己確認し届出)

管理規程
(設備の管理規程を定め届出)

電気通信設備
統括管理責任者
(経営層における設備管理の責任者を選任し届出)

電気通信
主任技術者
(現場での設備管理の監督責任者を選任し届出)

諮問及び意見募集の結果の概要等

2

背景

- 総務大臣は、平成27年8月7日に、平成26年度末時点で有料かつ利用者100万以上であった電気通信役務を提供していたニフティ株式会社を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定した。

諮問の概要

- 今般、ニフティ株式会社において会社再編があつたため、改めて総務大臣による所要の事業者の指定を行う。

【ニフティ株式会社の会社再編】

- ・ ニフティ株式会社(本年3月31日までの旧名称。本年4月1日からの新名称は富士通クラウドテクノロジーズ株式会社。以下「(旧)ニフティ株式会社」という。)は、本年4月1日に、法人向けクラウド事業を中心とする(旧)ニフティ株式会社及び個人向けISP事業を中心とするニフティ株式会社(本年4月1日からの新名称。本年3月31日までの旧名称はニフティ分割準備株式会社。以下「(新)ニフティ株式会社」という。)に再編された。

【(旧)ニフティ株式会社の指定解除】

- ・ 当該再編により、(旧)ニフティ株式会社は、本年4月1日以後、平成28年度末時点で有料かつ利用者100万以上であつた電気通信役務を提供しないこととなつたため、本年5月9日、総務大臣は(旧)ニフティ株式会社の指定を解除した。

【(新)ニフティ株式会社の指定】【諮問事項】

- ・ 当該再編により、(新)ニフティ株式会社は、本年4月1日に、(旧)ニフティ株式会社から平成28年度末時点で有料かつ利用者100万以上であつた電気通信役務を承継したため、電気通信事業法第41条第3項に基づく総務大臣による指定対象となつた。このことを受けて、総務大臣による(新)ニフティ株式会社の指定を行うこととし、電気通信事業法施行規則第27条の2の2第1項の規定に基づき、所要の告示を改正することにより当該指定を行うこととする。

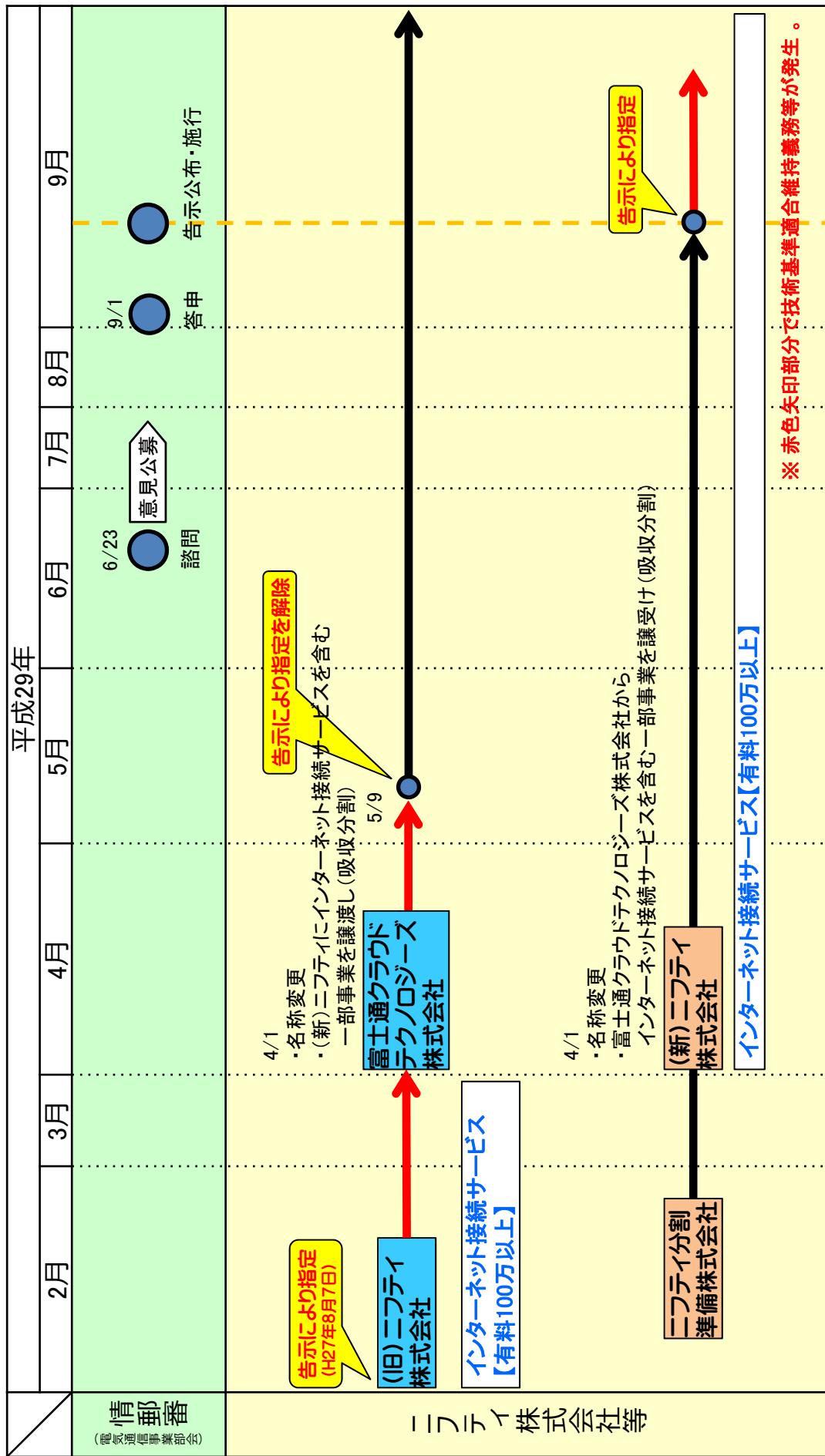
(新)ニフティ株式会社が本年4月1日に承継した 平成28年度末時点で有料かつ利用者100万以上の電気通信役務	平成28年度末における利用者数 (委員限り)
インターネット接続サービス	

意見募集の結果の概要

- 指定告示の一部改正案について、平成29年6月24日(月)までの間、意見募集を実施したところ、意見の提出はなかつた。

(新)ニフティ株式会社指定の経緯

3



○平成二十七年総務省告示第二百七十八号（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を指定する件）
の一部を改正する告示案

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第
二十七条の二の二第一項の規定に基づき、その電気通信事業の用
に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を次の
ようない告示する。

一 株式会社NTTぷらら

二 ビッグローブ株式会社

三 ニフティ株式会社

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第
二十七条の二の二第一項の規定に基づき、その電気通信事業の用
に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を次の
ようない告示する。

一 株式会社NTTぷらら

二 ビッグローブ株式会社

三 ニフティ株式会社